赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」への参加に関する覚書

○○○○株式会社（以下「甲」という。）は社会福祉法人香川県共同募金会（以下「乙」という。）が実施する赤い羽根共同募金“募金百貨店プロジェクト”に登録し、甲及び乙は、香川県域内において、甲が促進する「○○○○○○プロジェクト」（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目　的）

第１条　甲は、第２条に定める本事業による寄付金を、乙が実施する「赤い羽根共同募金」に対して寄付することによって、地域福祉の増進に寄与するものとする。

　（事　業）

第２条　甲は、香川県域内において、本事業を実施するにあたり、事前に乙に提出した別紙登録申請書（令和○○年○○月○○日付け）記載内容に基づき、本事業の売上のうち、１件あたり○○円（○％）を乙に寄付するものとする。

（寄付金の報告）

第３条　甲は乙に対して、前条に規定する寄付の件数及び金額を明らかにするため、別紙結果報告書の様式により報告するものする。

２　前項の報告については、別表1のとおりこれを行うものとする。ただし、本事業を実施

しない月はこれを要しない。

　　　　（別表1）

|  |  |
| --- | --- |
| 毎月振込の場合 | 毎月末に締め切ったものを翌月末までに報告 |
| 年1回振込の場合 | 毎年９月末に締め切ったものを翌月末までに報告 |
| その他の振込の場合 | 別紙登録申請書寄付金振込希望月末までに報告 |

（寄付金の送金）

第４条　甲は、第２条に規定する寄付金を、前条の報告に基づき、報告月の翌月末日までに

乙の指定する次の口座に送金する。

　　　　　　　百十四銀行　本店営業部

　普通預金　　１５６７１１１

　　　　　　　口座名義　　社会福祉法人香川県共同募金会

（領収書の発行）

第５条　乙は、甲からの寄付金を受領した後、速やかに甲に対して領収書を発行する。

（寄付金の使途）

第６条　乙は、本寄付金を高松市共同募金委員会に送金し、高松市共同募金委員会における赤い羽根共同募金として、当該地域の地域福祉の増進に役立てるものとする。

（ロゴマーク等の使用許諾）

第７条　乙は、甲に対して、甲が香川県域内において本事業を実施するにあたり、事前に乙に提出した別紙登録申請書（令和○○年○○月○○日付け）記載の商品に、社会福祉法人中央共同募金会が別途指定したロゴマーク・文書等及び乙のロゴマーク等（以下合わせて「本件ロゴマーク等」という。）を使用することを許諾する。

（名称の変更）

第８条　甲及び乙は、名称変更等がある場合には、速やかに通知し必要な手続きを行う。

（通　知）

第９条　本覚書上要求される甲又は乙に対する全ての通知は、書面又は電磁的方法によりなされるものとする。

（反社会的勢力との関係遮断）

第１０条　甲及び乙は、自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条

第２号に定める暴力団を始めとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議がとり纏めた「企業

が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力）との関係を一

切遮断することを保証する。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく

本覚書を直ちに解除することができる。

　（1）反社会的勢力である場合又は反社会的勢力であった場合

（2）反社会的勢力を利用するなど前項に違反した場合

（3）自らの属性にかかわりなく、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」

　 第９条各号に定める行為を自らが行い、又は第三者を利用して行わせた場合

（4）相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが行い、又は第三者を利用して

行わせた場合

（5）相手方に対し、業務妨害を自らが行い、又は第三者を利用して行わせた場合

（権利譲渡の禁止）

第１１条　甲及び乙は、相手方から事前の書面による承諾を得ることなしには、本覚書上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は移転してはならない。

（秘密保持）

第１２条　甲及び乙は、本覚書の履行により知り得た個人情報及びその他の秘密情報を、国内の法令に則り厳重に管理し、第三者への開示及び目的外の使用を禁止するものとし、秘密保持は本覚書終了後も継続する。

　ただし、公開されている情報及び周知の情報については秘密情報から除外するものとする。

（覚書の有効期間）

第１３条　本覚書の有効期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。ただし、いずれの当事者からも、この期間満了の１か月前までに甲、乙のいずれかから書面による通知がない場合は、本覚書は、自動的に更新され、その有効期間は１年間とし、以後の期間満了時においても同様に更新されるものとする。

（覚書の解除）

第１４条　本事業及び赤い羽根共同募金のイメージを損なう問題等が発生したとき又は当事者の一方が本覚書規定の義務に反したときは、前条の期間に拘わらず、甲又は乙はこの覚書を停止又は解除することができる。

（覚書終了後の措置）

第１５条　甲は、本覚書終了後１か月以内に、本寄付に関する告知を全て削除し、乙に対し、削除の完了を報告しなければならない。

　　ただし、本覚書の終了時に、履行が完了していない債権又は債務がある場合、これに関わる権利の行使又は債務の履行が終了する日まで、対象事項に関わる条項は有効に存続するものとする。

（損害賠償）

　第１６条　本覚書に定める事項に関して、一方の当事者の責に帰すべき事由により、他方の当事者が損害を被った場合は、責に帰すべき事由を有する当事者は、本覚書内容の効力の存在する限りその賠償責任を負うものとする。

２　損害を被った当事者は、責に帰すべき事由を有する当事者に対し、前項と併せて、若しくはこれに代えて秘密情報の使用の禁止、損害の予防、信用の回復その他必要な措置を請求することができる。

（管轄裁判所）

第１７条　本覚書に関して紛争が生じた場合は、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

　（協　　議）

第１８条　本覚書に定めのない事項及び本覚書の条項の解釈につき生じた疑義については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

　以上、本覚書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　甲　香川県〇〇市・郡〇〇町〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　香川県高松市福岡町２丁目２５－１２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人　香川県共同募金会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長 　　　遠 山　誠 司